

いじめ重大事態報告

1 重大事態とは「いじめ防止対策推進法第28条第1項」

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

a 生命、心身又は財産に重大な被害

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

b 相当の期間学校を欠席

- ・年間30日程度の欠席があった場合

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応をするのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなくてはならない。

2 重大事態への対応

- 学校又は教育委員会が重大事態であると判断したときには、調査を行うために、速やかにその下に組織を設け、密接に連携し、適切に役割分担を図りながら調査に当たる。教育委員会は、重大事態を市長に報告する。
- 学校が調査主体となる場合
 - 校内いじめ・不登校対策委員会を母体とし、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な助言を行う。調査結果の情報提供についても内容・方法・次期につき指導助言する。
- 教育委員会が調査主体となる場合
 - 速やかにその下に「いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査に当たる。

3 調査結果の提供及び報告

- 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- 上記3の報告を受けた市長は、必要があると認めたときは、調査の結果について第三者委員会による調査を行う。
- 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。